

令和5年度

区長業務のご案内



富津市

区長の皆様へ

区長の皆様におかれましては、地域の代表として区の活動に加え、地域住民と行政をつなぎ、地域課題の解決、地域における情報の共有化等、市の様々な事業に対して多大なるご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

区の活動は、その地域に住む住民が助け合い協力し合って、住みよい地域社会を創っていくという目的があります。住みやすいまちづくりは、行政が主体となって築かれるものではなく、地域における環境の整備活動や諸行事によって築かれるものであり、区の活動はとても大きな役割を果たしています。

本書は、区長の皆様にご協力いただいている市の事業について、ご理解を深めていただけるよう概要を簡潔に掲載しております。ご不明な点につきましては、下記または各担当にお問合せ下さいますようお願い申し上げます。

市民部 市民課 市民活動推進係

富津市下飯野 2443 番地

TEL：0439-80-1252

FAX：0439-80-1394

目 次

I 区の活動について

1 区とは	1
2 区長の役割	1
3 規則（会則）	1
4 役員の選出	1
5 行事について	2
6 会計処理	2

II 区長の職務について

1 区長の委嘱	3
2 区長の身分	3
3 区長の職務	3
4 区への加入促進	5
5 地域活動について	5
6 区長報酬及び交通費について	7
7 区長業務総合補償	7
8 市民活動災害補償制度	8
9 コミュニティ助成事業	9

III 市が協力をお願いしている事業

1 委員等の推薦について	12
2 地域の環境美化に関すること	12
3 災害時における情報収集に関すること	13
4 地域防災力の向上に関すること	13
5 日本赤十字社活動資金の募集	15
6 敬老事業に係る88歳到達者への祝状の贈呈	16
7 道路・河川工事、交通安全施設及び防犯灯に関すること	16
8 有害鳥獣被害防止対策	17
9 消防車等の侵入に影響のある樹木の伐採、選定について	17

IV 富津市社会福祉協議会がお願いしている事業

18

別添

○区と関係する市役所担当課一覧	19
資料1 各区区域一覧	20
資料2 令和5年度の回覧物配付予定一覧	21
資料3 富津市市民活動災害補償制度	22
別記 被災状況報告書	25
別記 避難状況報告書	26
別記 支援物資要請書	27

I. 区の活動について

1. 区とは

区は、一定の区域に居住する人々が、住民相互の交流を図り、それぞれの地域において様々な課題を解決することを目的として、自主的に結成し、運営している任意の団体（自治会）です。

安心・安全で住みよいまちづくりを推進していくためには、地域の取り組みが重要となり、特に災害時における「共助」が区の果たす役割として、求められています。いざという時に適切に行動できるよう、日ごろから地域に住む人たちが、親睦と交流を通じ連帯感を深め、地域の情報を把握しておくことが大切です。

2. 区長の役割

区の活動の中心となる区長は、区の運営についての方向性を示すことや、行政、第三者との対外的な交渉の責任者になるなど、区の運営がスムーズにできるよう職務を遂行するという重要な役割を担います。

3. 規約(会則)

規約（会則）は、地域における自主的なルールとして意味を持っており、活動の目的や内容、役員を選出方法、会費の扱いなど、区が運営や活動を行ううえでの規則を定め、住民の皆様で共有することが大切です。そのため、規約の内容は世帯数の増減や少子高齢化による区構成員の変化などのほか、地域の様々な状況変化に対応して、定期的に規約を見直す必要があります。

4. 役員を選出

役員を選出については、選挙・推薦・自薦・順番制などの様々な方法があります。

住民相互の話し合いや負担の軽減などの工夫により、地域の実情に則した最も民主的な方法により選任方法を確立することが大切です。

○ 女性の役員について

区の運営を考えていくなかで、女性が区の活動に参画する意義は大変大きいものがあります。

防災対策などについては、女性からの意見や要望も踏まえて体制づくりを行うなど、区役員の担い手として女性の参画を推進していきましょう。

5.行事について

地域のお祭りや運動会などの行事、子供会や婦人会、老人クラブなどの活動は、地域住民の親睦を深め地域の担い手が育つ場としても大切な役割を果たしています。

その場限りの行事で終わらせないためにも参加住民と会話し、顔見知りになることで、区に対し親近感を持ってもらい、区への加入や次の活動参加にもつなげていきましょう。

6. 会計処理について

会計は、区の運営や活動に伴う収入や支出を計算し、出納の記録、領収書などの整理・保管、現金や預金通帳の管理などを行うものです。

区には、区費や市からの交付金などの収入があります。区民の皆様のお金や物品を預かっていることから、適正な会計処理を行いきましょう。

【チェックポイント】

- 毎年度の収支予算、収支決算を作成していますか？
- 会計をチェックする監査役はいますか？
- 区に交付される補助金や交付金の内訳を確認、把握していますか？



Ⅱ 区長の職務について

1. 区長の委嘱

富津市区長設置要綱第3条の規定により、各地区から市の事業にご協力いただく方を推薦していただき、市長が区長として委嘱します。

富津市において、区長の定数は107人となっています。

区の名称及び区域は、資料1.「各区域一覧」をご確認ください。

2. 区長の身分

区長の身分について、令和元年度までは非常勤特別職の地方公務員でしたが、地方公務員法の一部改正によって非常勤特別職の要件が厳格化されたことにより、令和2年4月以降は、私人（有償ボランティア）となっています。

3. 区長の職務

区長は区の代表者として、役員を統括しながら組織の運営を行い、市からの連絡事項を区民に周知することや、区内の世帯及び住民の把握に関する事、また区域における住民からの要望等の聴取を行い、関係各所への要望・報告などのほか、必要に応じて行政に関するさまざまなことにご協力いただいています。

(1) 市からの連絡事項などについての周知伝達に関する事

市からのお知らせは原則的には文書の配布などの方法で周知してまいりますが、取り急ぎの連絡や周知する範囲が限られるような事項などにつきましては、個別にご相談させていただくこともありますのでご協力いただけますようお願いいたします。

(2) 各種文書の配布に関する事

市や市の関係機関から各世帯に配布する文書や回覧文書を「区長回覧」としてお届けします。文書の配布や回覧にご協力をお願いします。

① 発送日について

原則として、回覧文書を天羽地区は木曜日、富津・大佐和地区は金曜日に発送します。発送日については資料2「令和5年度の回覧物配布予定一覧」をご確認ください。なお、今年度につきましては、富津・大佐和地区において、

発送日についての意向調査をさせていただきました。できる限り、ご回答いただいた内容に沿えるよう発送していきたいと考えております。

また、天候等により富津・大佐和地区においても前日に発送する場合があります。発送日の変更があった際は、担当よりご連絡いたしますので、ご協力いただけますよう、お願いいたします。

② 配布物及び回覧物必要数の連絡

各区へお届けする配布物と回覧物の部数は、区民の方の転入出によって変動します。配布数に変動が生じた場合は、担当までお知らせください。

次の回覧日から配布数の変更をします。

③ 回覧板の配付

区の事務連絡にお使いいただくため、回覧板をお渡ししています。

必要数が増えた場合や、古くなって破損した場合等は、新しいものと交換いたしますので、担当までご連絡ください。

(3) 調査報告に関すること

市では区内の世帯数及び回覧数を毎年度末に報告いただいています。

また、市役所及び関係機関による各種調査について、ご協力をいただいています。

(4) 地域住民の建設的な意見の連絡に関すること

区域における住民より要望された事項をまとめ、市や関係機関に対して地区の要望や陳情を行います。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた職務

上記の区長の職務のほか、必要に応じて区長へ依頼する事項が発生する場合があります。

例) 災害時における区域における住民の安否確認や被災状況報告

各団体が依頼する寄附等の取りまとめ等

4. 区への加入促進

地域の皆さんの相互理解と連携によってはじめて「明るく、住みよい まちづくり」が実現できるため、コミュニケーションを図り、お互いの立場を理解したうえで、加入や協力を呼びかける必要があります。

(加入啓発)

区・自治会の地域活動が効果的なものとなり、住みよいまちづくりを推進するためには、区域内の一部の住民だけでなく全世帯が加入していることが理想となります。加入啓発を行うにあたり、チラシ等を作成して区・自治会、加入者双方のメリットを確認し、住民間で認識を共有しましょう。

○個人情報やプライバシーの保護について

職務上、知り得た地域住民の個人情報やプライバシーは、トラブルを避けるためにも、口外しないようにしましょう。

5. 地域活動について

(1) 地区区長会

市内には107の区があり、資料1「各区区域一覧」(P20)のとおり、「富津地区」、「大佐和地区」、「天羽地区」に分けられます。地区一体となった事業の実施や地域の課題解決に向けた取り組みを行う「地区区長会」を構成しています。

(2) 連絡先の照会について

区長の氏名は、区名とともに広報ふつつ6月号により公表します。

連絡先等(住所、電話番号)その他の個人情報については、市の業務や公益上必要と認められる場合は、次の範囲で公表しています。

	請求者	利用目的
1	<ul style="list-style-type: none"> ・転入・転居された方 ・区民の方 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①ゴミステーションの利用等についての照会 ②自治会の活動に関することについての照会 ③集会所の利用についての照会
2	<ul style="list-style-type: none"> ・上・下水道、電気、ガス等 工事関係者 ・不動産業者、建設、開発業 者 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①工事に伴う住民の方への注意喚起 ②地元説明会の開催の周知 ③区長の承諾や現地立ち合い ④ほか、工事施工に伴う協力依頼に関する事
3	<ul style="list-style-type: none"> ・国、県の機関 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①市民生活の安全に係る回覧物等の配布 ②当該区に対する意見・要望の聴取 ③ほか、官公署等の事業に係る場合

(3) 自治振興交付金について

区に対する運営助成として、自治振興交付金を交付します。

交付金額を算出するために毎年4月1日現在の区加入世帯数をお届けいただき、7月下旬に交付をいたします。

【自治振興交付金算出根拠】

(一般分) 300円×世帯数

(特別分) 500世帯以上 700世帯未満 126,000円を加算

700世帯以上 252,000円を加算

6. 区長報酬及び交通費について

富津市区長設置要綱第5条から第7条の規定により、報償費及び交通費をお支払いします。手続きは、4月回覧により書類をお送りし、富津市区長会議の際に提出をいただいています。原則、口座振り込みによりお支払いをいたしますので、書類記入の際は、口座番号等を正確に記入していただきますようお願いいたします。

(1) 区長報償費

富津市区長設置要綱第5条により、下記の基準により報償をお支払いします。

- 均等割 124,000円（年額）
- 戸数割 600円×世帯数（年額）
- 世帯数 毎年4月1日現在における各区の加入世帯数を基準とします。
- 振込時期 （上期）10月下旬、（下期）翌年度4月下旬

※均等割と戸数割の合計額を2分の1ずつ支給します。

(2) 交通費

富津市区長設置要綱第5条の規定により、富津市区長会議に出席された区長に対し、自家用車を使用した場合は1キロにつき30円、交通機関を使用した場合は実費旅客運賃を支給します。

7. 区長業務総合補償

区長の皆さんが安心して区長業務を行う事ができるよう、市では「区長業務総合補償」に加入しています。

この補償は、区長の皆さん地域社会活動等、区長の職務において傷害を被ったような場合に補償するものです。

補償の内容やご不明な点等は、担当までご連絡いただけますようお願いいたします。

(1) 保険期間：令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(2) 対象者：区長

※資料 3.「富津市市民活動災害補償制度」（P23）と同内容となりますので、「補償の内容」につきましてはそちらをご確認ください。

8. 市民活動災害補償

市では団体や個人の方が市民活動を行う際に安心して活動を行っていただけるよう、「市民活動災害補償」に加入しています。この保険は活動団体や個人の負担を軽減し、活動中に起きた賠償責任事故や傷害事故に備えています。

補償の内容やご不明な点等は、担当までご連絡いただきますようお願いいたします。

(1) 保険期間：令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(2) 対象者：指導者、運営スタッフ・ボランティア等

※詳細は、資料 3.「富津市市民活動災害補償制度」(P22)をご確認ください。

○過去3年間における市民活動災害補償申請状況

年度	申請件数	申請内容
R2	2件	<ul style="list-style-type: none">・区内道路除草作業後の片付け作業中のけが・区内道路にはみ出た枝を伐採作業中のけが
R3	3件	<ul style="list-style-type: none">・側溝清掃作業中のけが。・ボランティア活動（清掃作業）中のけが。
R4	4件	<ul style="list-style-type: none">・除草作業中のけが。・ボランティア活動（清掃作業）中のけが。・ボランティア活動（清掃作業）中に熱中症を発症。・区内道路にはみ出た枝の伐採作業中のけが。

★事故等があった場合の手続きは。。。

事故が発生した場合は、市民課市民活動推進係までご連絡ください。
状況の聞き取りを行い、必要な書類を区長へ送付します。

9. コミュニティ助成事業

一般財団法人 自治総合センターにより、宝くじの社会貢献広報事業として、コミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備等、地域文化への支援や地域づくり等に対して助成を行い、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与することを目的として助成を行うものです。

①一般コミュニティ助成事業

(事業内容)

住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備等(建築物、消耗品は除く。)の整備に関し、助成する事業です。

(対象団体)

市が認めるコミュニティ組織(区、自治会等)

○事業名称及び助成の内容

事業の名称	助成内容
一般コミュニティ助成事業 (助成額) 100万円から250万円まで	・地域のコミュニティ活動に直接必要な設備の整備 (主な事業例) 山車、神輿の修繕や新規購入、祭礼用具の修繕や購入

(補助実績)

年度	助成内容	助成金額
H25	山車の修理、長胴太鼓、締太鼓修繕	1,800,000円
H26	祭礼用具(神輿瓔珞、飾り紐、太鼓等)の購入	2,400,000円
H28	山車の修繕、太鼓の修繕及び購入	2,500,000円
R3	事業用備品購入	1,100,000円
R4	山車の修繕	2,500,000円

②コミュニティセンター助成事業

(事業内容)

住民が行う自主的なコミュニティ活動を積極的に推進し、その健全な発展を図るため、区が所有する住民の需要に応じた機能を有する集会施設（コミュニティセンター・自治集会所など）の建設または大規模修繕およびその施設に必要な備品の整備に関わる費用について、助成を行う事業です。

(対象団体)

市が認めるコミュニティ組織であり、認可地縁団体であることが必須になります。

認可地縁団体登録等については、市民課へご相談ください。

○事業の名称及び助成内容

事業の名称	助成内容
コミュニティ助成事業 (助成額) 対象となる総事業費の5分の3以内に相当する額 (上限1500万円)	・コミュニティセンターや自治集会所の建設及び大規模な修繕、備品の整備 (主な事業例) コミュニティセンターの新築、大規模修繕

(補助実績)

年度	助成内容	助成金額
H26	コミュニティセンター（集会所）の建設及び備品整備（冷蔵庫、テーブル等）	9,300,000円
H27	コミュニティセンター（集会所）の建設	8,900,000円
H31	コミュニティセンター（集会所）の建設	15,000,000円
R2	コミュニティセンター（集会所）の建設	15,000,000円

【助成事業の申請について】

コミュニティ助成事業の申請については、例年 8 月頃に千葉県により各市町村へ募集を行い、一般財団法人自治総合センターへ申請を行います。

各市町村からの申請については令和 5 年度申請分より、一般コミュニティ助成は、各市町村 1 件を基本としつつ、予備枠を含めて、「各市町村 2 件まで」、コミュニティセンター助成事業については、「各市町村 1 件」の申請を千葉県へ提出することが可能となりました。申請を希望する場合は、市民課にご相談をお願いします。

助成の申請について、希望する団体は申請希望書を市へ提出していただき、申請希望書の受付の順により順により一般財団法人自治総合センターに申請いたします。

なお、提出された内容を一般財団法人自治総合センターが審査を行うため、提出された申請が必ず採択されるとは限りません。事業内容等が助成条件に合致していても不採択になる場合がありますので、ご注意ください。

【市民課 市民活動推進係 電話80-1252】

Ⅲ 市が協力をお願いしている事業

1. 委員等の推薦について

地域の生活環境、福祉等の向上のため委員、相談員の推薦をお願いしています。
推薦方法等の詳細については、各担当までご連絡ください。

(1) 行政相談員

任期2年（次回推薦時期：令和7年（2025年）1月～3月）

【市民課 市民活動推進係 電話80-1252】

(2) 人権擁護委員

任期3年（次回推薦時期：令和6年（2024年）1月～3月）

【市民課 市民活動推進係 電話80-1252】

(3) 民生委員・児童委員

任期3年（次回推薦時期：令和4年（2022年）5月～7月）

【社会福祉課 社会福祉係 電話80-1258】

(4) 青少年相談員

任期3年（次回推薦時期：令和6年（2024年）9月～11月）

【生涯学習課 社会教育係 電話80-1345】

※任期中、不測の事由により、委員の辞任等が生じた場合、上記推薦時期に関わらず、随時各委員の推薦をお願いする場合がありますので、その際にご理解ご協力いただきますようお願いいたします。

2. 地域の環境美化に関すること

(1) ごみゼロ運動用ゴミ袋の配布

ごみゼロ運動の実施に伴い、4月下旬にボランティア袋の受取をお願いしています。

(2) 不法投棄防止看板

不法投棄防止看板の設置申請及び設置をお願いしています。

【環境保全課 環境衛生係 電話80-1273】

(3) ごみステーション

ごみステーションの新設、変更、廃止の申請、ゴミ散乱防止ネットの申請及び現地の確認が必要な時の立会などをお願いしています。

【環境保全課 環境センター 電話37-2020】

3. 災害時における情報収集に関すること

大規模な災害が発生した場合には、円滑な応急対策を実施するため、区内の情報収集、被害状況の確認や取りまとめの協力をお願いします。

また、災害発生時において、市から各区へ状況確認の連絡をいたしますので、区内における連絡体制の整備をお願いします。

○ご協力をお願いする内容

① 被災状況の確認【別記様式：被災状況報告書】

- ・被災日時 ・被災場所又は地域 ・原因(判明する場合)
- ・被害状況
- ・応急措置等の状況

② 区民の避難状況の確認【別記様式：避難状況報告書】

- ・避難先 ・避難者数 ・安否不明者数

③ 必要とする救援物資の取りまとめ【別記様式：支援物資要請書】

④ 避難所の運営

大規模な災害発生時は、行政のみによる運営には限界があります。自治会、施設管理者、避難者などの連携、協力が必要です。

「富津市避難所運営マニュアル」の確認をお願いします。

4. 地域防災力の向上に関すること

(1) 自主防災組織

① 結成のお願い

自主防災組織は、災害時に連携し初期消火、救出、救護、避難等の活動をするため結成される組織です。災害が発生した場合、地域のコミュニティの力によるところが大きいため、市では、自主防災組織の結成を推進しており、活動支援のため、地域に必要な資機材の交付を行っています。詳細については、「自主防災組織の手引き」をご覧ください、ご相談下さい。

② 資機材の点検

自主防災組織に交付している物品（ハンドマイク、担架、ヘルメット等）の点検と担当者が代わられた時には引き継ぎをお願いします。

③ 活動の推進

大規模災害発生直後の混乱期には行政による支援は困難となることが予想されます。自助・共助を発揮するため日ごろから訓練を実施し有事に備えてください。

(2) 地域が主体となった地区防災訓練の実施

大規模な災害が発生した場合、市は全力で災害応急対策にあたることとなりますが、被害の拡大を防ぐためには、国や県、市の対応（公助）には限界があります。そこで、「自らの命は自ら守る」（自助）とともに、普段から顔を合わせている地域や近隣の人々が集まって、互いに協力し合いながら、「自分達のまちは地域みんなで守る」（共助）を意識し、いざという時に行動できるよう、地域が主体となった地区防災訓練を実施することが重要です。

地区防災訓練は、土砂災害、洪水、地震、津波、高潮などのうち、その地区の特性に応じた災害を想定した訓練を行うことができるため、各地区での実施をご検討下さい。市では、「出前講座」として、地区防災訓練の実施方法の助言、想定される災害の説明等を行い訓練に協力しますので、ご相談下さい。

(3) 避難行動要支援者に対する支援

市では、災害発生時に自ら避難することが困難で、支援を要する人（要支援者）を地域の力で、安全に避難できるよう、要支援者一人ひとりの避難方法などを事前に取り決めておく「個別避難計画」の作成など支援体制の構築をお願いしています。いざという時、要支援者が身の安全を確保できる安心の地域づくりには、自治会を中心とした地域の皆さんの支援が欠かせません。日ごろから、地域にどのような要支援者がお住まいで、地域でどのような支援ができるかを話し合ってください。

(4) 各地区施設の避難所としての活用

各地区内にある集会所や区公民館などは、災害の種類や規模によりますが、施設の安全確認ができた場合には、市が指定する避難所より安全な場合があります。日頃から集会所や区公民館などの活用について話し合ってくださいようお願いします。

(5) 災害時協力井戸や水源等の情報共有

市では、災害時の生活用水を確保するため、地域の皆さんに生活用水を提供していただける「災害時協力井戸」を募集しています。登録いただいた井戸の情報は、区へ提供しておりますので、各区内で情報の共有をお願いします。その他、地域の中で共同使用できる井戸や水源等があるか、日頃から情報の共有をしていただくようお願いいたします。

【防災安全課 防災安全係 電話80-1266】

5. 日本赤十字社活動資金の募集

日本赤十字社は、「人間のいのちと健康、尊厳を守る」ことを基本的な使命として、国内における災害救護活動をはじめ、ボランティア活動、医療事業、血液事業や世界各地で多発する紛争・災害等の緊急救援活動、開発支援事業などの人道的活動を展開しています。こうした赤十字の事業は、皆様からお寄せいただく活動資金（寄付金）が主な財源となっています。

この日本赤十字社の活動の趣旨にご賛同いただき、活動資金の募集について、ご協力をお願いしています。

○赤十字運動月間 5月・6月

○1世帯あたりの目安金額 500円

【社会福祉課 社会福祉係 電話80-1258】

6. 敬老事業に係る88歳到達者への祝状の贈呈【富津地区】

(1) 88歳到達者の名簿の確認

8月上旬頃、介護福祉課から富津地区区長へ88歳到達者の名簿を送付します。富津地区区長は、名簿に記載された方が記載の住所に居住しているか否か等、可能な範囲で状況の確認をお願いします。

9月上旬、ご確認いただいた名簿を元に、介護福祉課が富津地区区長のご自宅へ祝状をお届けします。

(2) 祝状の贈呈

9月15日から21日までの間に、88歳到達者への祝状の配付をお願いします。

※1 令和5年度から88歳祝状の贈呈対象者の期間を変更します。

- ・変更前…1月から12月生まれ
- ・変更後…4月から翌年3月生まれ

(令和5年度のみ取扱い…令和5年1月から令和6年3月まで)

※2 この業務は富津地区の区長のみをお願いしております。

大佐和地区及び天羽地区においては、同様の業務を民生委員に依頼しております。

【介護福祉課 高齢者支援係 電話80-1300】

7. 道路、河川工事、交通安全施設及び防犯灯に関すること

(1) 道路整備事業等に関する説明会

区民の皆様へ道路整備事業等に関する説明会を開催する際には、出席及び調整等をお願いしています。

【建設課 建設係 電話80-1302】

(2) 通行止めに関する同意書（道路使用協議書）

工事の際に道路の通行止めが発生した場合、警察へ提出する道路使用協議書への同意をいただいております。

(3) 交通安全施設の新設要望

区民の交通安全施設（カーブミラー等）新設の要望を取りまとめて申請することをお願いしています。

(4) 防犯灯の設置に関すること

防犯上必要と思われる箇所への防犯灯の新設や移設について、区民の要望を取りまとめて申請することをお願いしています。

【(2)～(4)：建設課 管理補修係 電話80-1298】

8. 有害鳥獣被害防止対策事業

有害鳥獣による農作物等の被害は、近年更に拡大し、深刻な状況にあります。

このことから、野生鳥獣の生息状況及び農作物等の被害状況を把握し、今後の被害防止対策及び各種補助事業等の強化のため、調査のご協力をお願いしています。

【鳥獣対策室 電話80-1284】

9. 消防車等の進入に影響のある樹木の伐採・剪定について

道路上に張り出した生垣や庭木などの樹木は、消防車や救急車の進入を妨げてしまいますので、区民の皆様には所有地周辺のご確認を促していただき、樹木の伐採・剪定のご協力をお願いします。

【消防署本署 電話88-0119】

【消防署天羽分署 電話67-0119】



IV 富津市社会福祉協議会がお願いしている事業

富津市社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に定められた地域福祉の推進を目的とする公共性を持つ民間団体です。誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを推進することを使命としており、地域住民の個々のニーズに応え個々の生活を支えること、さらに地域の福祉課題の解決を図ることを目的に事業を展開しています。

1 富津市社会福祉協議会理事（任期2年）及び評議員（任期4年）

理事会は社会福祉協議会事業にかかる業務執行を決定し、評議員会は法人運営の基本的事項や定款変更など、最終的な議決機関としての役割があります。具体的には個別的な業務執行は理事会で決定し、評議員会で基本的なことを決定します。それぞれ区長の代表、地域の団体の代表等で構成されています。

2 地区社会福祉協議会推進員（任期2年）

富津市社会福祉協議会と一体になって活動する組織として、富津、青堀、飯野、大貫、吉野、佐貫、湊、竹岡、金谷、天神山、峰上の地区に地区社会福祉協議会を設置しています。地域住民による自主的な福祉活動を展開し推進することを目的としており、その役員は、区長の他、各種団体の代表など地域の実情に応じて構成されています。

3 富津市社会福祉協議会会費の取りまとめ

富津市社会福祉協議会の事業推進にあたり会費、各種募金が財源として有効に活用されます。

区長に会費に関する依頼文書の配布及び会費の取りまとめをお願いしています。

（実施期間 5月1日～5月31日）

4 各種募金の依頼文書の配布及び募金の取りまとめ

市内に居住する世帯主に区長を通じて、募金の依頼文書の配布及び募金の取りまとめをお願いしています。

○赤い羽根共同募金（実施期間 10月1日～11月30日）

○愛の募金（一円玉募金）（実施期間 7月1日～7月31日）

○歳末たすけあい募金（実施期間 12月1日～12月31日）

5 ふれあい推進員の推薦

地区社会福祉協議会に所属し、福祉事業にご協力いただく、ふれあい推進員の推薦をお願いしています。

任期2年、各区単位に1名（700世帯以上の区は2名）

【富津市社会福祉協議会 電話87-9611】

〇区と関係する市役所担当課一覧

内 容	担当課連絡先
<ul style="list-style-type: none"> • 区長会に関する事 • 区長及び市民活動保険に関する事 • ボランティア活動に関する事 	市民課 市民活動推進係 電話：0439-80-1252【市役所1階】
<ul style="list-style-type: none"> • ごみやごみステーションに関する事 	環境保全課 環境衛生係 電話：0439-80-1273【市役所1階】 環境センター 電話：0439-37-2020
<ul style="list-style-type: none"> • 不法投棄に関する事 	環境保全課 環境保全係 電話：0439-80-1274【市役所1階】
<ul style="list-style-type: none"> • 日本赤十字社活動資金の募集に関する事 	社会福祉課 社会福祉係 電話：0439-80-1258【市役所2階】
<ul style="list-style-type: none"> • 自主防災組織に関する事 	防災安全課 防災安全係 電話：0439-80-1266【市役所3階】
<ul style="list-style-type: none"> • 防犯灯に関する事 • 道路の損傷（穴等）やカーブミラーなどの交通安全施設に関する事 	建設課 管理補修係 （富津・大佐和地区） 電話：0439-80-1298【市役所4階】 （天羽地区） 電話：0439-67-3121【天羽行政センター内】
<ul style="list-style-type: none"> • 有害鳥獣に関する相談や各種届出 	農林水産課 鳥獣対策室 電話：0439-80-1284【市役所4階】
<ul style="list-style-type: none"> • 選挙に関する事 	選挙管理委員会事務局（選挙係） 電話：0439-80-1349【市役所5階】

資料 1.

各区区域一覽

地区	区名	区域	地区	区名	区域
富津地区	東町区	富津東町	大佐和地区	中村1区	本村
	仲町区	富津仲町		// 2区	駅前通り
	西町区	富津西町		鶴岡区	鶴岡
	富津浜町区	富津浜町		大坪区	大坪
	新町区	富津新町		八幡区	八幡
	新井区	新井全域		笹毛区	笹毛
	川名区	川名全域		大佐和地区計	40区
	篠部区	篠部全域	湊第1区	長浜第1、長浜第2	
	大堀1区	大堀1区	// 第2区	富士見町	
	大堀2区	大堀2区	// 第3区	下町	
	大堀5区	大堀5区	// 第4区	仲町	
	青木区	青木全域	// 第5区	上町、犬吠	
	西川区	西川全域	// 第6区	数馬	
	山王区	下飯野、上飯野の一部 二間塚の一部	// 第7区	岩坂	
	下飯野区	下飯野、上飯野の一部	// 第8区	更和	
	上飯野区	上飯野	// 第9区	加藤	
	本郷区	本郷全域、前久保の一部	// 第10区	望井	
	二間塚区	二間塚、前久保の一部、本郷の一部、下飯野、上飯野の一部	// 第11区	台原	
	富津地区計	18区	// 第12区	桜井第1、桜井第2	
大佐和地区	上岩入区	上岩入	天神山第1区	海良	
	下岩入区	下岩入	// 第2区	売津	
	粟畑区	粟畑	// 第3区	花輪	
	海老田区	海老田	// 第4区	不入斗第1、不入斗第2	
	仲荒区	荒戸、仲堰	// 第5区	長崎	
	寺谷区	寺谷	// 第6区	横山	
	太田区	太田	// 第7区	相川第1、相川第2	
	高根区	高根	// 第8区	梨沢1、2、3	
	小久保浜町区	南浜町、北浜町	竹岡第1区	柵岡、寺町、十宮	
	仲町区	仲町	// 第2区	南町、新町	
	上町区	上町	// 第3区	川向、外宿、松原、森戸、東田	
	川向区	川向	// 第4区	仲村、大釜戸、山入、金山	
	弁天区	弁天	// 第5区	関山、下白狐、上白狐	
	岩瀬1区	岩瀬1	// 第6区	谷坪、大浜、星谷	
	// 2区	// 2	// 第7区	黄金井戸、萩生新町	
	// 3区	// 3	金谷第1区	富貴、大沢、島戸倉、芝崎	
	// 4区	// 4	// 第3区	荒戸	
	// 5区	// 5	// 第4区	仲台、岡	
	千種新田1区	千種新田1	// 第5区	久保	
	// 2区	// 2	// 第6区	新町	
	// 3区	// 3	// 第7区	仲町	
	西大和田区	西大和田	// 第8区	田尻	
	絹区	絹	峰上第1区	中郷	
	相野谷区	相野谷	// 第2区	小志駒、岩本	
	一障区	一色、障子谷	// 第3区	田原、山脇	
	上区	上	// 第4区	六野、大森	
	近藤区	近藤	// 第5区	寺尾、恩田	
	八田沼区	八田沼	// 第6区	東大和田	
	中区	中	// 第7区	田倉	
	宝竜寺区	宝竜寺	// 第8区	高溝	
	花香谷区	花香谷	// 第9区	宇藤原	
	佐貴区	佐貴	// 第10区	志駒下郷、志駒中郷、志駒上郷	
	東佐貴区	東佐貴	// 第11区	奥原、下沢、奥畑	
	亀沢区	亀沢 富津プリストヒル区域を含む	// 第12区	大川崎、大田和	
			// 第13区	関、小畑、神徳、ご代原	
			// 第14区	中倉第1、中倉第2、志組、小戸面原、逆木、宇藤木、上郷	
			// 第15区		
			天羽地区計	49区	
			富津市合計	107区	

資料2.

令和5年度の回覧物配布予定一覧

年	月	天羽発送日	富津地区・大佐和地区 発送日
令和5年 (2023年)	4月	6日	7日
	5月	11日	12日
	6月	8日	9日
	7月	6日	7日
	8月	9日	10日
	9月	7日	8日
	10月	12日	13日
	11月	9日	10日
	12月	7日	8日
令和6年 (2024年)	1月	11日	12日
	2月	8日	9日
	3月	7日	8日



資料 3.

富津市市民活動災害補償制度

市内に活動の拠点を置く団体や個人ボランティアが、無報酬（実費弁償程度を含む）で自主的かつ計画的に行う公益性のある活動（広く人々や地域・社会のために行われる活動）及び市または市長が別に定める団体が主催する公益性のある行事が対象になります。

○補償の対象となる活動

	活動名称	活動内容
1	地域社会活動	区の活動、防犯・防災活動、清掃活動（道路、河川、公園、その他、公共の施設）、リサイクル活動、募金活動など。
2	社会教育活動	スポーツの指導、文化活動の指導
3	社会福祉活動	在宅高齢者・身障者の見回り、ホームヘルプ、手話通訳、就労・社会復帰のための援護活動など。
4	青少年健全育成活動	子ども会（主催者）
5	市主催事業活動	市が主催又は共催する事業の運営ボランティア、防災訓練、講座・講演会の手伝いなど。



○補償の内容（区長業務総合保障、市民活動災害補償共通）

賠償責任補償

補償内容		補償限度額（保険金額）
対人賠償	区長が本来の業務に従事中、過失により他人の身体に障害を与えた場合	1名 5,000万円 1事故 5億円
対物賠償	区長が本来の業務に従事中、過失により他人の財物に損害を与えた場合	1事故 1,000万円
保管物・預かり品に損害を与えた場合の賠償		1事故 1,000万円
被害者治療費用等補償金		支払限度額 1名 50万円 1事故（保険期間中）1,000万円
事故対応費用補償金		支払限度額 1事故 1,000万円
		身体障害見舞費用 1事故1名につき10万円
		財物損壊見舞費用 1事故につき10万円
		弁護士相談費用 1事故につき5万円

b. 傷害と特定疾病の補償（1名あたり）

	傷害補償	特定疾病補償
死亡保険金	200万円	100万円
後遺障害保険金	200万円～8万円	100万円～4万円
入院保険金（日額）	3,000円	1,500円
通院保険金（日額）	2,000円	1,000円

【お問い合わせ先】

市民部 市民課 市民活動推進係 電話番号：0439-80-1252

富津市市民活動災害補償制度 Q & A

Q1：保険料は必要ですか。

A1：市民の皆さんを被補償者として、市が保険会社と契約を結び、市が保険料を負担するので、保険料の支払いは必要ありません。

Q2：この制度があれば、団体や個人で他の保険に加入する必要はないですか。

A2：今までそれぞれの団体や個人で加入していた保険と、全て同じ内容というわけではありませんので、必要がないとは限りません。保険の内容をよく確認し、対象や補償内容に不足がある場合は、他の保険に加入していただく必要があります。

Q3：地域の祭礼で会場に来た来場者も対象となりますか。

A3：この制度は市民活動者（指導者・運営スタッフ・参加者、個人ボランティア）を対象としていますので、来場者は対象となりません。ただし、主催者（指導者・運営スタッフ、個人ボランティア）の不手際によって来場者にケガをさせてしまった場合は、賠償責任補償の対象になります。

Q4：活動場所に向かう途中、自転車で転んでケガをしました。保障の対象になりますか。

A4：活動場所と自宅との往復途上の事故も対象となります。ただし、通常の経路とは異なる経路（途中で回り道してスーパーに立ち寄ったなど）で発生した事故は対象外になります。

Q5：活動にあたっての事前打合せや練習は、対象になりますか。

A5：市民活動のための打合せや練習であれば、対象となります。

Q6：活動中に起こした心臓および内臓疾患を原因とする入院（通院）や後遺障害は対象となりますか。

A6：対象となるのは、「急激かつ偶然な外来の事故」によって身体に被った傷害に限られますので、身体内からの作用は、対象となりません。ただし、活動中に急性心疾患、急性脳疾患により死亡した場合は、疾病死亡弔慰金が支払われます。

年 月 日

被災状況報告書

報告者 _____ 区長 _____

記入した日	年 月 日()	時	分
-------	----------	---	---

被災状況

場所又は地域 (目標物等あれば記載してください。)	被害状況	応急措置等 の状況	原因

※記載しきれない場合は、本書を複数枚使用してください。

提出先
総務部防災安全課
電話：0439-80-1266
FAX：0439-80-1350

年 月 日

避難状況報告書

報告者 _____ 区長

記入した日	年 月 日() 時 分
-------	--------------

避 難 状 況

避 難 先			
-------	--	--	--

避難者数	人	安否不明者	あり(人) ・ なし
------	---	-------	------------------

負傷者・要配慮者・安否不明者がいる場合は下記を記入してください。

氏 名	年 齢	住 所	備 考

※記載しきれない場合は、本書を複数枚使用してください。

提出先
 総務部防災安全課
 電話：0439-80-1266
 FAX：0439-80-1350

年 月 日

支援物資要請書

要請者 _____ 区長 _____

記入した日	年 月 日() 時 分
-------	--------------

要 請 内 容		
※食料や飲料水など必要とされる品名や数量、その他生活支援の内容を具体的に記入してください。		
品 目	数 量	備 考
引き渡し場所 (いずれかに○を付けてください。) その他の場合は施設名を記入して下さい	市役所本庁 ・市民会館・ その他(_____)	
連絡先・担当者		

提出先
 総務部防災安全課
 電話：0439-80-1266
 FAX：0439-80-1350